

医療機器修理業の申請・届出に係る添付資料

			構造設備の概要一覧表	別 紙					責任技術者		業 許 可 証	備 考
				事業所の付近略図	事業所敷地内の建物配置図	事業所平面図	修理設備器具一覧表	試験検査設備器具一覧表	試験検査機関等利用契約書等写し※1	資格を証明する書類	雇用証明書	
申 請	業 許 可	新 規	◎	○	◎	◎	◎	◎	△	◎	◎	
		更 新	○	○	○	○	○	○	△			◎
		修理区分追加・変更	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	◎ ※2
		書換え交付										◎ ※3
		再 交 付										△ ※4
変 更 届		薬事に関する業務に責任を有する役員										添付書類なし
		修理業者の住所・氏名										※3 個人のみ※5
		事業所の所在地・名称										※2
		責任技術者								◎	◎	
		責任技術者の住所・氏名										※5
		構造設備	◎		△	△	△	△	△			
		区分廃止										添付書類なし
休 止 ・ 再 開 届												添付書類なし
廃 止 届											◎	

◎：添付が義務付けられているもの（必須） ○：神奈川県で添付をお願いしているもの

△：必要に応じて添付するもの

※1 他の試験検査機関利用の場合のみ添付してください。原本を確認する場合があります。

※2 責任技術者が従来の方と変わる場合は、別途変更届が必要です。

※3 住居表示変更の場合、市区町村発行の通知書の写し又は証明書を添付してください。住居表示変更に伴う許可証の書換え交付手数料は無料です。

※4 汚染、破損による許可証の再交付の場合は、汚損した許可証を提出してください。紛失した場合には、見つかり次第再交付前の許可証を提出してください。

※5 住所または氏名の変更内容が確認できる書類を持参してください。

<注意事項>

- 神奈川県知事あて提出済み書類の添付を省略する場合は、備考欄に添付を省略した書類の名称、省略する書類を添付した申請等の種類、提出年月日及び許可番号を記載してください（資格を証する書類等）。
- 提出部数は原則として1部です。ただし、事業所所在地が県域（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町以外）の場合、には2部（原本と写しを各1部）提出をお願いします。控えを1部準備してください。